

正倉院文書の訓読と注釈 月借錢解編 第三分冊

The Japanese Reading of Chinese Texts in the Book of Japanese of Gesshakusen-ge (Part of Shoso-in-monjo)
and Explanatory Notes on it

宮川久美

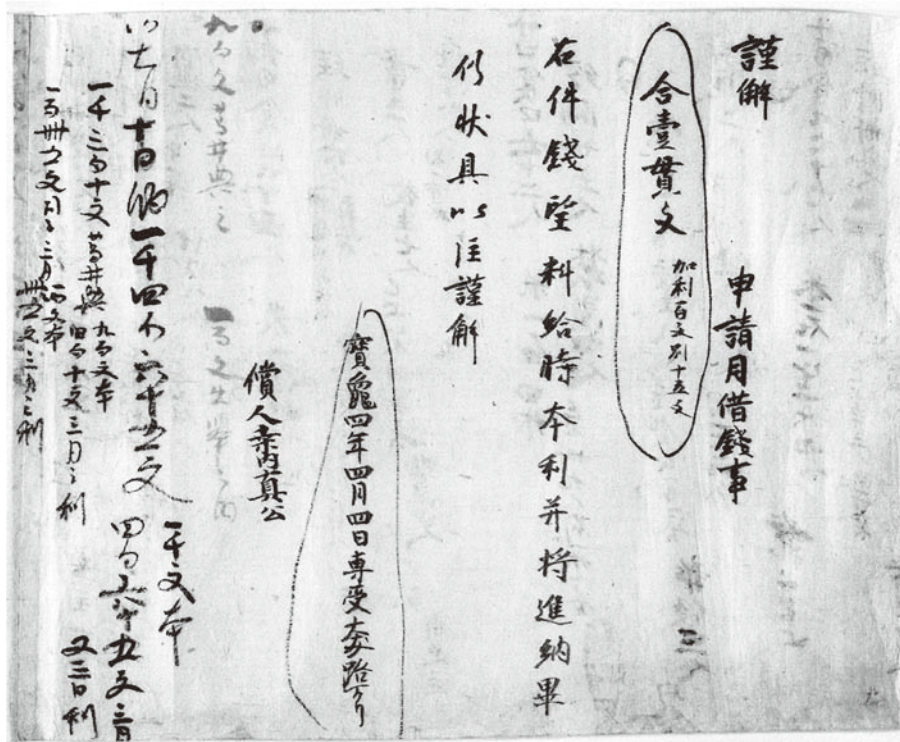
MIYAGAWA Hisami

キーワード 布施 調布 同心 更 画指 指乃里

目次

はじめに……………	第一分冊の1
凡例……………	第一分冊の1
月借錢解について……………	第一分冊の2
月借錢解の国語的意味……………	第一分冊の5
参考文献……………	第一分冊の6
本文編(第三分冊では21～30のみ)……………	第三分冊の2
補注 1～3……………	第一分冊の29
補注 4～6……………	第二分冊の22
参考文献追加……………	第二分冊の25
月借錢解総目録……………	第二分冊の26

21 大友路麻呂月借錢解 六ノ五〇九 続修二十四一―二



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫文（利は百文別に十五文を加ふ）

右件の錢は料を給はらむ時を望みて本利并せて將に進納し畢らむ。

仍りて状を具さし以て注し、謹みて解す。

寶龜四年四月四日 専ら受く 大友路万呂

償人 素直真公

（別筆・本） 九百文 葛井典之 一百文出舉之内

（盛濟記録） 七月十日を以て一千四百六十五文を納む。一千元は本。四百六十五

文は三月又三日の利

一千三百十文 葛井典之（九百文は本。四百十文は三月之利）

一百卅五文は司之三月（二百文は本。卅五文は三月之利）

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。料を給わる時になったら、の

意。1、4の注釈および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

状具以注 事の次第を余すところなく記すの意。日本語の語順となつて

いる。また、この位置に「以」が来るのも正しくなく、「注状（謹）以

解」のように、「以解」と書き留めるのが普通である。23の注釈「状具

注」参照

專受 もはらうく。大友路万呂が一人でこの借錢を受け取り、債務を負

うことを表す。2の注釈および補注2参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貫文 加利百文別十五文

右件錢望料給時、本利并將進納畢、仍狀具以注謹解、

寶龜四年四月四日專受大友路万呂

償人 菜内真公

まの九百文葛井典之 一百文出舉之内

以七月十日納一千四百六十五文一千文奉 四百六十五文三月又三日期

一千三百十文葛井典九百文奉 一百十文三月之利

一百卅五文司之三月一百文奉 卅五文三月之利

大友路麻呂 経師・装演。路万呂にも作る。天平宝字二年から宝龜五年

まで見える。月借錢解では21326186に見える。「友」の字は一画多い字

体。写真参照。

菜内真公 経師。宝龜二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月借

錢解では1521286276879496103に見える。

償人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈「保」

参照。

葛井典之 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の

名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」)。3の注釈「一切」および10の注釈「葛井典之」参照。

出舉之内 貸し出す金の財源を示す注記。奉写一切経司から将来された

錢。(山下有美「同」) 3の注釈「一切」参照。

一千三百十文葛井典 返済された一千三百十文の収納先が葛井典である

ことを意味する注記(山下有美「同」)。

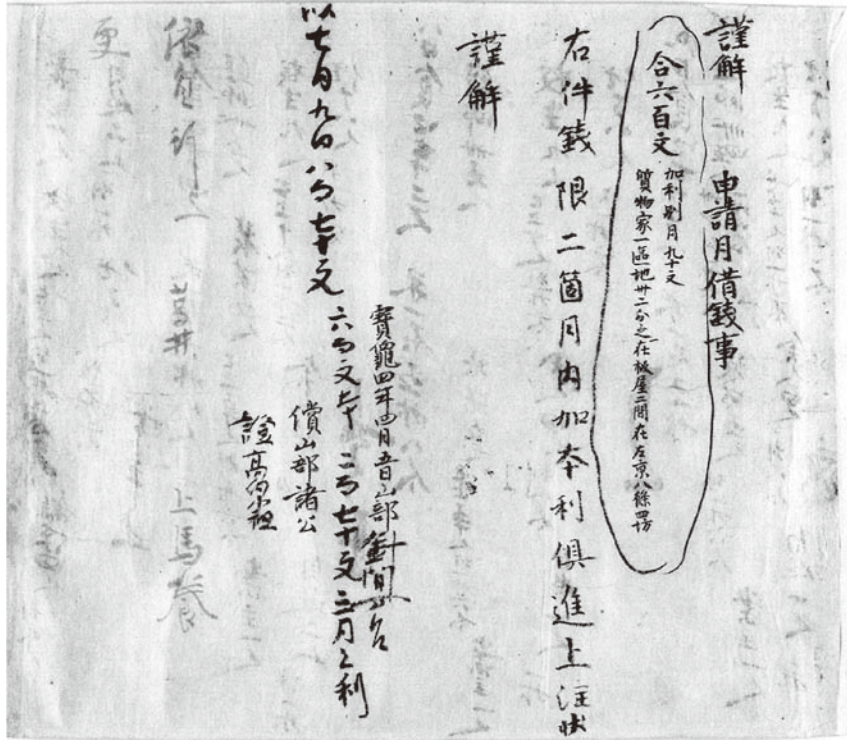
一百卅五文司之 返済された一百四十五文が奉写一切経司から将来さ

れた錢に属することを意味する注記(山下有美「同」)。3の注釈「一切」

参照。

* 返済記録二行目「一千三百十文葛井典」の割り注「四百十文」を大日

古は「一百十文」に起こすが訂正した。写真参照。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて六百文（利は別月に九十文を加ふ。質物は家一區 地卅二分の一 板屋二間在り。左京八條四坊に在り。）

右件の錢は二箇月の内を限りて本に利を加へて俱に進上せむ。状を注して謹みて解す。

實龜四年四月五日 山部針間万呂

償 山部諸公

證 高向小祖

〔別筆一・朱〕
「員に依りて行へ」

葛井

上馬養

〔別筆二・朱〕
「更」

〔金銭記録〕
「七月九日を以て八百七十文〔を納む。〕〈六百文は本。二百七十文は三月之利〉」

注釈

在板屋二間 「在」は「有」の「あり」という訓を介した誤り。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

山部針間万呂 經師。針間麻呂、播磨万呂、夜部播磨万呂にもつくる。

天平二十年〜宝龜五年に見える。月借錢解では22 29 33 61 72 75 76 106に見え

る。償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈

「保」参照。

山部諸公 經師。校生。題師。山辺諸君、山辺諸公にもつくる。姓は君

また公。天平九年〜宝龜七年に見える。月借錢解で見えるのはこのみ。

謹解 申請月借錢事

合六百文加利別月九十文
買物家一區地卅二分之二在板屋二間在左京八條四坊

右件錢限二箇月内、加本利俱進上、注状謹解、

實龜四年四月五日山部針間万呂
以七月九日八百七十文六百文
平二百七十文三月之利

償 山部諸公

證 高向小祖

葛井 上馬養

依負行 更

證 事實の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。

高向小祖 たかむこのおや 経師。月借錢解では17 19 22 74 75 82 89に見える。子祖父・子父

祖・子祖・少租にも作る。17参照。

更 更に、の意。すでに借金しているところへ重ねて借金する意か。山

部針間万呂の借錢解は他に、33（宝龜四年四月十日に五十文借りて七月

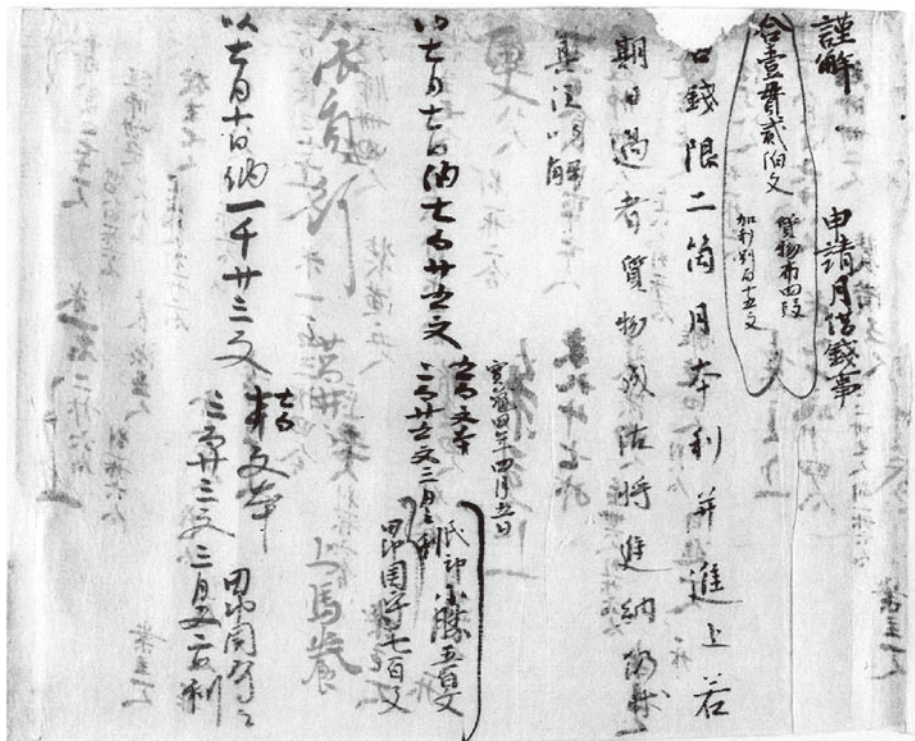
十三日に返済）、61（宝龜三年九月八日に一貫文借りて十一月二十三日

に八二五文、十二月二十五日に五六五文返済）、106（宝龜六年五月三十

日に二百文借りて七月十四日に二百四十二文返済）の三通残っているが、

22の前にあたる借錢解は残っていない。23の注釈「更」参照。

23 氏部小勝・田部国守月借錢解六ノ五一〇〽五一二統修二十四一四



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて壹貫貳佰文へ質物は布四段。利は別百に十五文を加ふ。

右の錢は二箇月を限りて本利并せて進上せむ。若し期日過ぎな者質物を成し沽りて將に進納せむ。仍りて状を具さに注して以て解す。

寶龜四年四月五日

氏部自書「小勝」〈五百文〉

田部自書「国守」〈七百文〉

（別筆・朱）

一員に依りて行へ 葛井之 上馬養

「七月七日を以て七百廿五文を納む。〈五百文は本。二百廿五文は三月

之利〉」

「七月十日を以て一千廿三文を納む。〈七百文は本。三百廿三文は三月

又二日の利〉 田部国守之」

注釈

壹貫貳佰文 「佰」の字体は一画少ない字体。写真参照。

別百 百文ことにの意。正格の漢文では「百別」とあるべき。補注1参照。

二箇月 「箇」の字体は「簡」に作る。写真参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

若期日過者 1の注釈「若過期限」参照。

質物成沽 質物を売って金に換えての意。語順は「成沽質物」が正格。1の注釈参照。

謹解 申請月借錢事

合壹貫貳伯文實物布四段
加別別百十五文

右錢限二箇月本利并進上、着期日過者質物成法、將進納、仍狀具注以

解、

更一 寶龜四年四月五日

以七月七日納七百廿五文五百文*
二百廿五文三月之利

氏部小勝五百文

田部國守七百文

依貞行

葛井百七十文*

上馬養

以七月十日納一千廿二文一千文*
三百廿三文三月又二日利

田部國守之

狀具注 事の次第を余すところなく記すの意。日本語の語順である。正

格の漢文では「具注状」となるべきところであり、月借錢解中14 27 51 79
205 が正しく表記しているが、「状具注」(23 38 103)、「注具状」(9 81)、

「注状具」(57 61 86)とするものや「注事状具」(49)「状具以注」(21)
などという例もある。

氏部うぢべの小勝をかつ 装演。氏男勝、宇治部男勝にも作る。13で八木宮主の償人と
なっている。13の注釈参照。

田部たべの國守くにもり 経師。田辺にも作る。月借錢解では14 23 75に見える。『大日

本古文書』は「國」に翻刻するが、くにかまえに王である。写真参照。

更まさ 更に、の意。田部國守は14の借錢解によると宝龜三年十二月二十八

日に五百文借り、同年四月四日に本利併せて六百九十五文返済している。

23で借りる七百文がそのままその返済に充てられたのではないかと推定
される。五日に借りた金で四日に返済できるのか、という問題があるが、

國守の手には金が渡らないまま、何らかの帳簿の操作が行われたのでは
ないかと思われる。別筆1と2は明るい朱で書かれており(『正倉院古

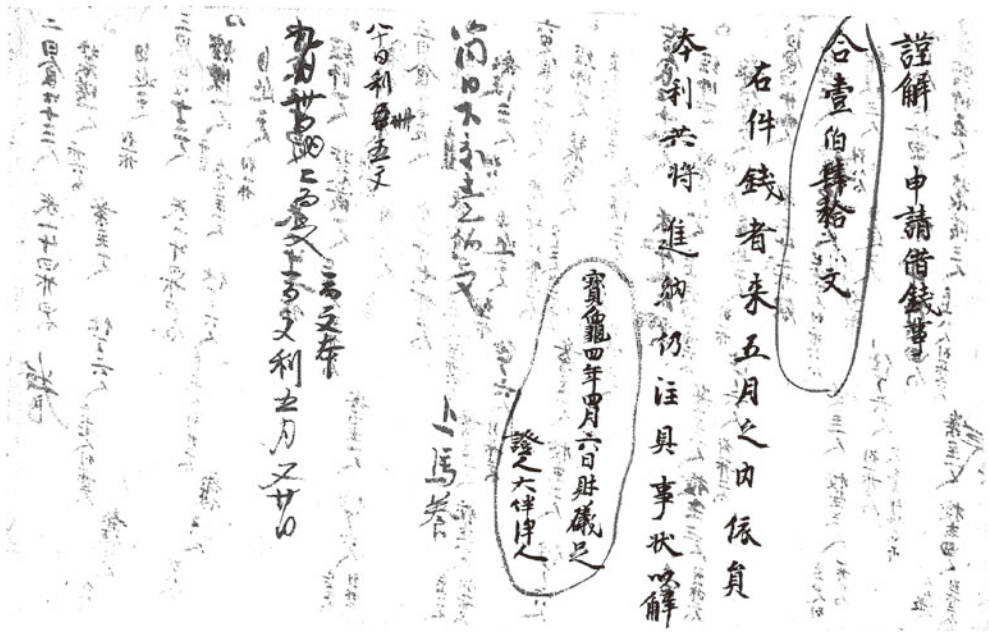
文書影印集成』解説による)同時期に書かれたかと思われる。

葛井ふぢみの之なり 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司典葛井あゐみ荒海あゐみの名を

記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」)。

3の注釈「一切」および10の注釈「葛井ふぢみの典之なり」参照。

24 財儀足月借錢解 六ノ五一一ノ五二二 続修後修二十一八



訓読文

謹みて解す。借錢を請ふ事を申す。
合はせて壹佰肆拾文
右件の錢者來たる五月之内に員に依りて本利共に將に進納せむ。
仍りて具さに事の状を注して以て解す。

寶龜四年四月六日 財儀足

證人 大伴浄人

上馬養

〔同筆・本〕同日を以て壹百文を下し充つ
〔返済記録・本〕八十日の利、卅五文
〔返済記録・本〕九月卅日に二百文を納む。〈一百文は本。一百文は利。五月又廿日〉

注釈

財儀足 校生。宝龜三年から宝龜七年に見える。宝龜四年から宝龜七年に多くの写経生の手実を勘した記録がある。
右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。
本利共 元本も利息もともに。1の注釈「本利共備」参照。
注具事状 「具注事状」が正格の漢文の語順。23の注釈「状具注」参照。
證人 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。
大伴浄人 経師・校生。大伴部浄人・大伴清人にもつくる。天平勝宝二年、東大寺写経所に出仕し、手実がある。宝龜三年〜七年にも手実がある。宝龜六年二月、仕丁の交替の解に「勘 大伴浄人」と自署、六年〜七年には手実の他、写経生手実帳に「勘」と署名が多数ある。月借錢解では24の他、49（知申給人）、102（徴納）、105（證人）、107（徴成将

謹解 申請借錢事

合壹伯肆拾文

右件錢者、来五月之内、依貞奉利共將進納、仍注具事状、以解、

寶龜四年四月六日財磯足

證人大伴淨人

上馬養

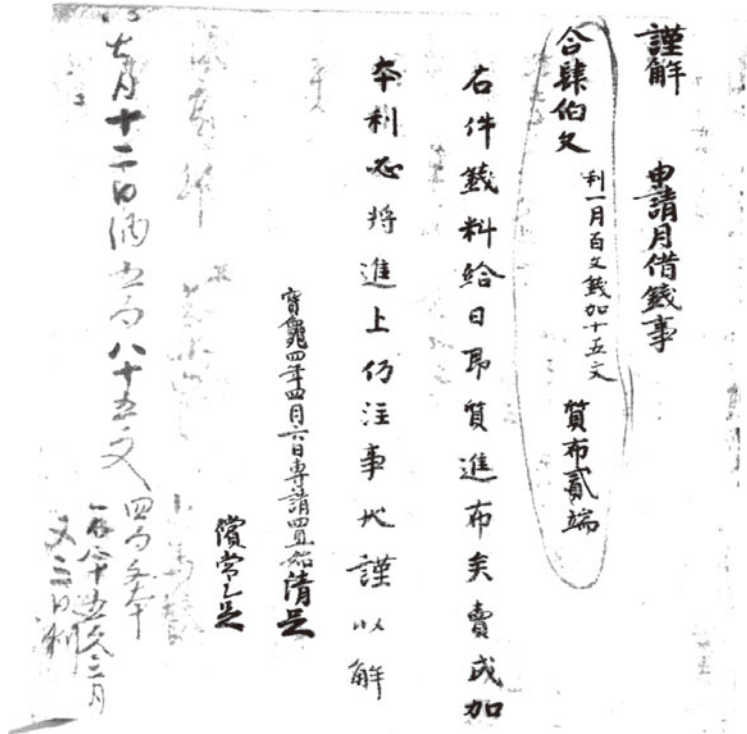
*以同日下充壹百文

八十日利五十五文

*九月卅日納二百文 一百文奉 五月又廿日 一百文利

進人)とある。奉写一切経所でも写経に従事しながら、事務取扱の仕事もしていたかと思われる。

25 置始清足月借錢解 六ノ五一二ノ五二三 続修二十四一五



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて肆佰文へ利は一月に百文の錢に十五文を加ふ。質は布貳端

右件の錢は料を給はらむ日に即ち質に進れる布矣賣り成し、本利を加へて必ず將に進上せむ。仍りて事の状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日 専ら請く 置始清足

償 常乙足

〔別筆・朱〕

〔更〕

〔別筆・朱〕

〔返済記録・朱〕

「依員行 葛井典之上馬養」
七月十二日を以て五百八十五文を納む。〈四百文は本。一百八十五文は三月又三日の利〉

注釈

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給日 14の注釈および補注参照。

置始清足 校生。淨足にも作る。宝龜三年四五年に見える。月借錢解

では2543に見える。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈

「保」参照。

常乙足 経師。名を弟足にも作る。宝龜元年〜四年に見える。月借錢

解では10253239に見える。

質進布矣賣成 質に進っておいた布を売り成して、の意。格助詞「を」

を表すのに「矣」を用いている。「地矣阿多良斯登許曾」「賢木

矣根許士爾許士而」(『古事記上巻』)のように日本語の表現をする例

謹解 申請月借錢事

合肆伯文 利一月百文錢加十五文 質布貳端

右件錢料給日、即質進布矣、賣成加本利、必將進上、仍注事狀、謹以解、

更 寶龜四年四月六日專請置始 清足

謹解 申請月借錢事

合肆伯文 利一月百文錢加十五文 質布貳端

右件錢料給日、即質進布矣、賣成加本利、必將進上、仍注事狀、謹以解、

更 寶龜四年四月六日專請置始 清足

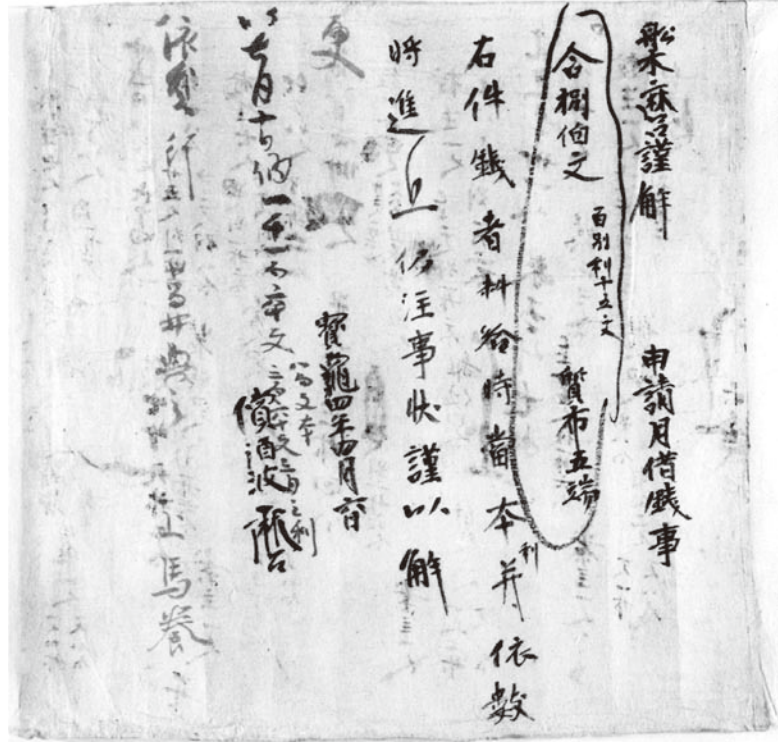
と同じ。「布」は「賣成」の下に来るのが正格の漢文の語順だが、日本語の語順になっている。正格の漢文ならば、「以質布売」となるところである。

2 参照 專請 もはらうく。置始清足が一人で標記の錢を受け取ったの意。補注

更 さらに。223の注釈参照。

葛井典之 ふぢんのとくわんより 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」)。3の注釈「一切」および10の注釈参照。



訓読文

船木麿謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて捌伯文〔百別に利は十五文〕質は布五端

右件の錢者料^{みぎ}を給はらむ時に當りて本利并せて數に依りて將に進上せむ。仍りて事の状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日

償 酒波麿

〔別筆・朱〕
「更」

〔別筆・朱〕
「員に依りて行へ 葛井典之 上馬養」

〔返寄紙・朱〕
「七月十日を以て一千一百六十文を納む。〔八百文は本。三百六十文は三月之利〕」

注釈

船木麿 経師 船木直麻呂 氏を中臣船木にもつくる。宝龜元年〜五年に見える。月借錢解では26 49 63 86 87 103 に見える。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

料給時當 日本語の語順となっている。1、4の注釈および補注3参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

償 償人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする1の注釈「保」参照。

酒波麿

酒波麿 『大日本古文书』中、ここのみに見える。あるいは「酒波家麿」の「家」を脱したものか、と『日本古代人名辞典』に言う。酒波家

麻呂は49 86 103 に見える。経師。酒浪にも、家万呂にも作る。宝龜二年〜六年に見える。

船木啓謹解 申請月借錢事

合捌伯文 百別利十五文 質布五端

右件錢者、料給時、當本并依數將進上、仍注事狀、謹以解

更 寶龜四年四月六日

以七月十日納一千一百六十文八百文奉三百六十文三月之利

償 滔波啓

依負行 葛井典之 上馬養

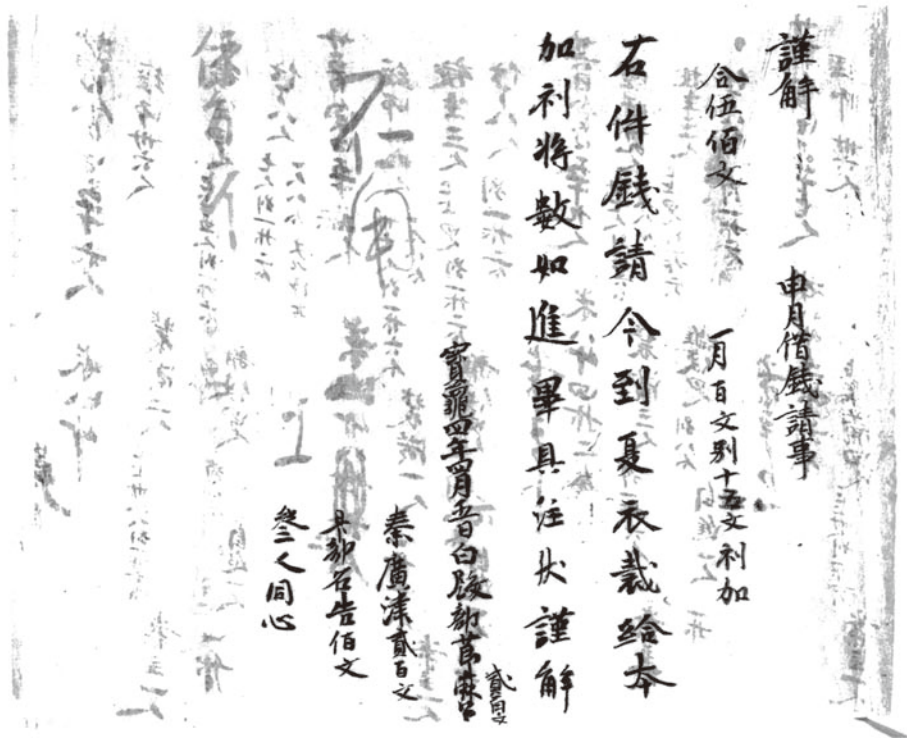
更 さらしに。22 23の注釈参照。

葛井典之 ふぢみのさくわんなり 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の

名を記したものの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

27 白髪部節磨等月借錢解 六ノ五二四 統修二十四一七



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて伍佰文（一月に百文別ひとに十五文の利を加ふ。）

右件みぎの錢は今請ひて、夏の衣を裁ち給はむ（時に）到りて本に利加へて將に數の如く進り畢らむ。具さに状を注して謹みて解す。

寶龜四年四月五日 白髪部節磨（貳百文）

秦廣津（貳百文）

早部名吉（佰文）

參人同心

（別件・志）
一員に依りて行へ 葛井典 上馬養

注釈

申月借錢請事 語順が定型からはずれている。「申請月借錢事」とする
のが定型で、日本語の語順にひかれた誤りであろう。借錢解で「請」の
位置を誤った例は他には20の「申出舉錢請事」のみ。

十五文利加 「加十五文利」とすべきところ、日本語の語順にひかれた
誤り。四行目では「加利」としている。

右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。

請今 「今請」が正格の漢文の語順。

到夏衣裁給 「到裁給夏衣」が正格の漢文の語順。夏の衣を裁って給わ
る時になったら、の意。4の注釈「当料給時」および補注3参照。

謹解 申月借錢請事

合伍佰文 一月百文別十五文利加

右件錢請今到夏衣裁給、本加利將數如進畢、具注狀謹解、

寶龜四年四月五日白髮部 節 曆貳百文

「不用」

秦廣津貳百文

早部名吉佰文

參人同心

上馬養

「依貞行」

葛井典

官人は官位に依じて季祿すなわち春夏の祿を二月に、秋冬の祿を八月

に給せられた(祿令2)。この月借錢解を提出した三人は写経に従事した者ではないため布施の布を担保にすることができず、季祿を担保にしたのだろう。9 18 参照。

數如 「如數」の誤り。この解は全体に日本語の語順による表記が多い。

この解文の作成者の漢文の知識・書記能力のほどが窺われる。

白髮部節曆 ここのみに見える。

秦廣津 木工。天平宝字六年から宝龜四年に見える。石山寺造営に従事

した。月借錢解ではここのみ。

早部名吉 9 にも見える。

參人同心 三人が連帯して返済義務を負う意。9 の注釈の「右件六人等

生死同心」および補注6 参照。

「參」の字体については、小野田光雄『古事記・釈日本紀・風土記ノ

文献学的研究』所収「風土記の「參」と「叅」について」、桑原祐子

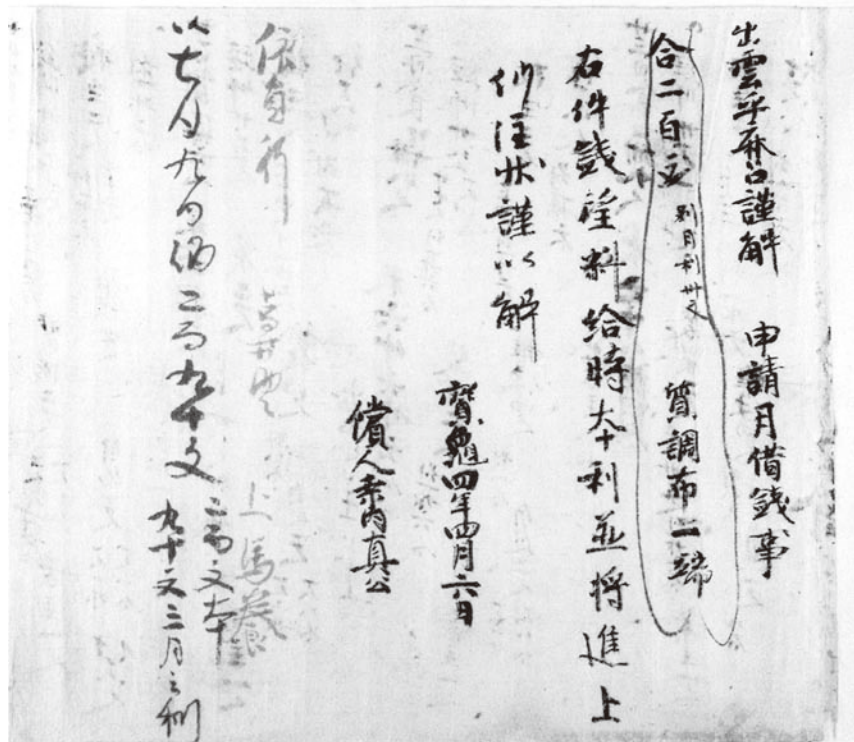
『正倉院文書の国語学的研究』参照。

葛井典 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名

を記したものの『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」。

3 の注釈「一切」および10 の注釈参照。

* 異筆「不用」の文字あり。写真参照。



訓読文

出雲乎麻呂謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。
 合はせて二百文（別月に利は卅文） 質は調布一端。
 右件の錢は料を給はらむ時を望みて本利並びに將に進上せむ。仍りて
 状を注して謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日
 債人 栗内真公

〔別字・字〕 一員に依りて行へ 葛井典之 上馬養
 〔返済記録・本〕 一七月九日を以て二百九十文を納む。二百文は本。九十文は三月之
 利〕

注釈

出雲乎麻呂 経師。小万呂・雄麻呂にも作る。月借錢解では20 28 34 37 65
 に見える。20参照。
 別月 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。正格の漢文の語順で
 は「月別」。1の注釈・補注1参照。
 調布 養老元年十二月二日格によって長さ四丈二尺、闊二尺四寸を一端
 と改正された。月借錢を布で返済する場合の一端の値は錢二百文である
 (39 40 85)。
 右件 二字で「みぎ」と読む。1の注釈「右件」参照。
 望料給時 「望」は「至」「到」に同じ。料を給わたる時になったら、の
 意。1の注釈「料給時」、4の注釈「当料給時」および補注3参照。
 本利並 本も利も両方とも。2の注釈および1の注釈「本利共備」参照。
 債人 債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする人。1の注釈

出雲乎齋謹解 申請月借錢事

合二百文 別月利卅文 質調布一端

右件錢、望料給時、本利並將進上、仍注状、謹以解、

寶龜四年四月六日

償人 来内真公

依負行

葛井典之

上馬養

*以七月九日納二百九十文 二百文奉九十文三月之利

「保」参照。

来内真公 くはうちのみまみ 経師。宝龜二年から七年まで奉写一切経所に奉仕した。月借

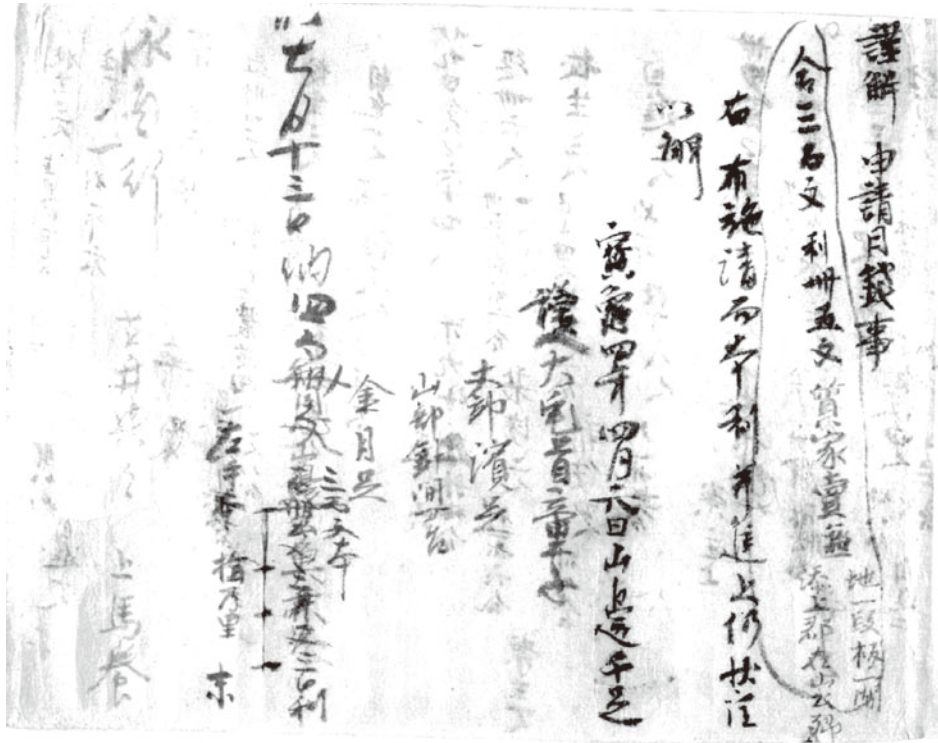
錢解では15 21 28 62 76 87 94 96 103に見える。

葛井典之 ふぢのきくわんたのり 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の

名を記したものの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

29 山邊千足月借錢解 六ノ五一五ノ五一六 続修二十四ノ九



訓読文

謹みて解す。月〔借〕銭を請ふ事を申す。

合はせて三百文〔利は卅五文〕質は家壹區〔地は一段、板〔屋〕一間。添上郡山公郷に在り。〕

右、布施を請ひて而本利并せて進上せむ。仍りて状す。謹みて以て解す。

寶龜四年四月六日 山邊千足

證人 大宅首童子

文部濱足

山部針間万呂

金月足

知同心山邊公魚麻呂

〔別筆・朱〕
〔左手〕 本 指乃里 末

〔別筆・朱〕
一員に依りて行へ 葛井典之

〔返済記録・朱〕
七月十三日を以て四百冊文を納む。〔三百文は本。百冊文は三月又三日の利〕

上馬養

注釈

家壹區 「壹」の字形、誤りと見て改めた。写真参照。

板一間 「板屋〇間」とするのがほとんどで（9 19 21 22 29 52 56 59 62 74 79）「板屋一間」とすべきところ「屋」を脱したものであるので補った。67のみ、「質物佐村板二間屋」とする。

謹解 申請月錢事 (借券)

合三百文 利冊五文

質家賣處 添上郡在山公郷

右、布施請而、本利并進上、仍狀謹以解、

寶龜四年四月六日 (七七) 山邊千足

證人大宅首童子

丈部濱足

山部針間万呂

金月足

以七月十三日納四百冊文 三百文、李、百冊文、三月又三日利

三百文、李、百冊文、三月又三日利

知同心山邊公魚麻呂

依貞行

葛井典之

上馬養

左半卒 指乃里 未

添上郡在山公郷 正格の漢文では「在」は「添上郡山公郷」の上に来る。

布施請而 語順が日本語の語順になっている。正格の漢文では「請布施」。 「而」は日本語の接続助詞「して」を漢字で表記したもの。漢文としては不用。このような「而」は、月借錢解中、5「並本利而」、7

「當料給日而」、29「布施請而」、51「同心而」、80「月借受給而」、107「成而」などがある。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、30と49の「并加本利」

のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。
山邊千足 經師。山部にも作る。天平九年から宝龜五年まで見える。月借錢解では2936に見える。

證人 事実の有無を証明する人。1の注釈「保」参照。
大宅首童子 經師。勝宝元年〜宝龜七年に見える。月借錢解では2945

に見える。
丈部濱足 經師。天平勝宝六年から宝龜六年までに見える。月借錢解では2293452667591104に見える。

山部針間万呂 經師。月借錢解では22293361727576106に見える。22参照。
金月足 經師。月借錢解では329425266688391101104に見える。3参照。

知同心 「知」は事務取扱者として勸知している、の意。しかし、

山邊公魚麻呂の名が見えるのはこのみで、他に事務取扱をしていた様子はない。また、画指は魚麻呂のものと見られ、そうすると、魚麻呂は

字が書けないと考えられる。同じ山邊姓なので、同族と見られ、「同心」を「知る」者として画指したか。「同心」については9の注釈の

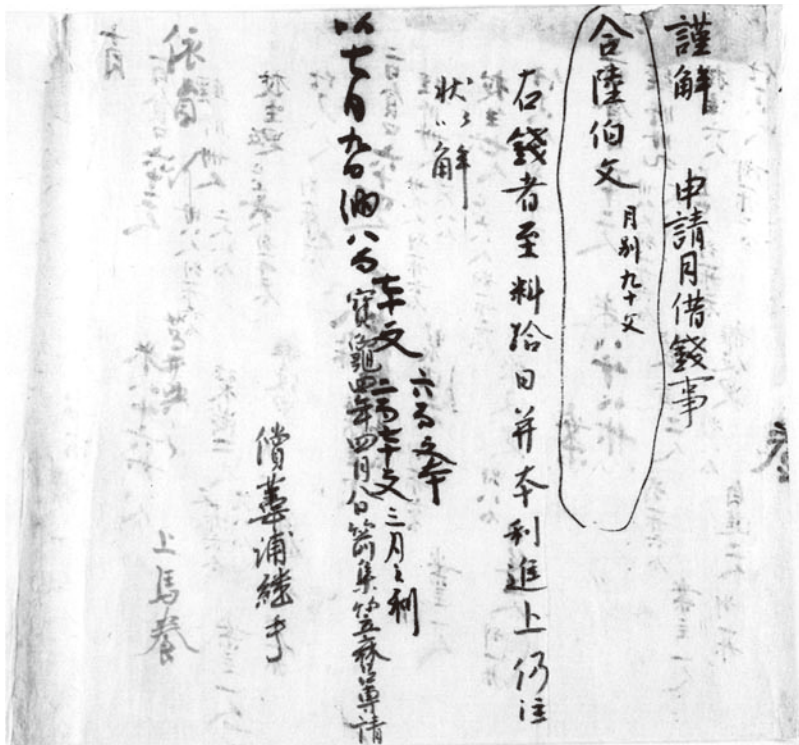
「右件六人等生死同心」および補注6参照。
山邊公魚麻呂 名が見えるのはこのみ。

画指 無筆のため署名できない者が署名の代わりに指の関節の位置を記したものだ。他に「曰佐真月土師石国等解」（『大日本古文書』五―二六〇頁）の材木の請負契約書や「伊賀国阿拜郡柘植郷壱田賣買券」（『大日本古文書』三―三三四頁）の土地売買の契約書などがある。後者には「左手食指」とある。敦煌の契約文書にも見える。

指乃里 ゆびのり 「のり」は「道のり」の「のり」と同じ。長さ、距離。『類聚名義抄』に「程」を「ホド、ノリ、ハカル」などと訓む。

葛井典ふぢのさくわんなり典 上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの（『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再考」）。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

*返済記録は「知同心山邊公魚麻呂」の上に重ね書きされている。



訓読文

謹みて解す。月借錢を請ふ事を申す。

合はせて陸伯文（月別に九十文）

右の錢者料を給はらむ日に至りて本利并せて進上せむ。仍りて状を注して以て解す。

寶龜四年四月八日 箭集笠麻呂 専ら請く

償 葦浦継手

〔別筆・朱〕
「員に依りて行へ 葛井典之 上馬養」

〔返済記帳〕
「七月九日を以て八百七十文を納む。〈六百文は本、二百七十文は三月之利〉」

注釈

陸伯文 「伯」の字体は一画少ない字体。写真参照。

箭集笠麻呂 やしめのかきまろ 経師。矢集、笠万呂にもつくる。宝龜三年ノ六年に見える。

償 債人。債務者の逃亡如何に拘わらず支払い保証をする。1の注釈

「保」参照。

葦浦継手 おしらのつぎて 経師。葦占にもつくる。宝龜三年ノ六年東大寺写経所に出仕した。月借錢解では3045887に見える。

月別 月ごとに、一月につき、一月あたり、の意。1の注釈・補注1参照。

至料給日 1、4の注釈および補注参照。

本利并 「并本利」が正格の語順。月借錢解中、49の「并加本利」のみ、正格の語順。1の注釈「本利共備」参照。

謹解 申請月借錢事

合陸伯文 月別九十文

右錢者、至料給日、并本利進上、仍注状以解

以七月九日納八百七十文二百七十文三月之利

寶龜四年四月八日箭集笠啓專請

償 葦浦繼手

依負行

葛井典之

上馬養

專請 「專請〇〇」(2546)、「〇〇專請」(30)、「專請人〇〇」

(57)、「專受〇〇」(22136374952667490)「專受人」(68)、

「專〇〇」(53)「專給〇〇」(32)のバリエーションがある(〇〇は

その錢を借り受けた人の名)。「請」と「受」は同じく、「うく」と読

んでよいと思われる。補注2参照。

葛井典之

上馬養がこの借錢の財源として造東大寺司主典葛井荒海の名を記したもの(『日本古代の王権と社会』所収 山下有美「月借錢再

考」)。3の注釈「一切」および10の注釈参照。

付記

写真は宮内庁正倉院事務所編『正倉院古文書影印集成』(八木書店)

を用いた。釈文は、東大資料編纂所『大日本古文書(編年)』の釈文を

原文の体裁のまま転載した。八木書店・東大資料編纂所には転載許可を

頂いた。正倉院事務所には届け出た。いずれも便宜を図っていただき感

謝いたします。

本書は、奈良女子大学大学院人間文化研究科博士後期課程の松尾良樹教授の授業「中国言語文化構造論」において、松尾教授の指導の下、桑原祐子氏、黒田洋子氏、中川ゆかり氏、田川真千子氏の助言を得て成ったものである。また、清水絢子氏の助力を得た。ここに記して感謝の意を表します。

(二〇〇九年二月九日)

(二〇一二年十二月九日補訂)